

重要

「医師会 会員情報システム」(MAMIS)の 認定産業医等の各種手続きの方法について

認定産業医・認定健康スポーツ医の単位の取得、
新規・更新手続き方法が変更されます

～4月7日からの「認定医」の手続き～

今般、日医より、すべての認定産業医・認定健康スポーツ医（以下、「認定医」という）および今後、認定医になるために研修会を受講する医師を対象として、2025年4月7日から「医師会 会員情報システム（MAMIS）」上で認定医の有効期限や研修会受講履歴等が確認できるようになるとともに、今後、認定医の新規および更新申請、勤務先の変更等各種手続きの方法について、従来の複写式様式等の紙ベースによる届出を廃止し、MAMIS からの手続きに一本化されることが示されました。

また、単位シールや修了証等の紙ベースでの発行は3月末をもって終了し、4月以降に開催される研修会についてはMAMIS上に単位が登録され、認定医はMAMISの「マイページ」から確認できる取り扱いへと変更されることとなります。

4月1日以降、認定医に係る研修を受講した際の単位は「マイページ」に蓄積されるため、マイページ登録がないまま研修会を受講すると、単位や受講記録が登録されないことに加えて、認定医の更新申請についてもMAMISを通じた手続きに一本化されます。

認定産業医の基礎研修、生涯研修の単位は主催者がMAMISに登録します。

MAMISへの移行期の取り扱いは以下のとおりです。

◇単位シール等の発行について

〈2025年3月31日までに開催する研修会〉

従来どおり、単位シール(修了証)を発行します。
MAMISには反映されないため、更新まで各自で保存する必要があります。

〈2025年4月1日以降に開催する研修会〉

単位シール・紙（またはPDF）の修了証は一切発行しません。

研修会主催者がMAMISに登録し、認定産業医は取得単位をMAMISのマイページから確認できます。

◇認定産業医資格の更新等について

5月（4月15日締め）日医承認の申請手続きにより、これまでの紙の更新申請書（3枚複写）を廃止し、MAMISによる更新処理を行います。

▶3月29日までにマイページ登録完了した場合

4月7日から、有効期限や受講履歴の閲覧、更新申請手続き等をMAMISで行うことが可能です。

▶4月7日以降にマイページ登録完了した場合

登録完了後、マイページに認定産業医情報の反映がされると、情報の閲覧や更新申請手続き等が可能となります（登録完了から反映まで最大約1ヶ月かかります）。

〈更新申請方法〉

MAMISの申請ページにて、必要事項の入力と必要書類のアップロードを行い、申請手続きを行ってください。更新申請書（3枚複写）の提出

による更新はできません。都道府県医師会への申請は MAMIS からのみとなります。

登録料（10,000 円）と手帳の原本は MAMIS での更新申請後、府医の窓口へ提出、または、現金書留にてお送りください。

▶ 3 月 31 日以前に認定産業医の更新に必要な単位を一部取得している場合

3 月 31 日までに開催された研修会の受講履歴は、MAMIS で閲覧できません。3 月 31 日までに取得した単位（手帳管理）と 4 月 1 日以降に取得した単位（MAMIS 管理）の合計が充足していることを確認し、MAMIS 上で更新申請を行ってください。

〈新規申請方法〉

MAMIS の新規申請ページにて、申請要件を満たしていることを確認した上で、必要事項の入力と必要書類のアップロードを行い、申請手続きを行ってください。

▶ 3 月 31 日以前に認定産業医の更新に必要な単位を一部取得している場合

3 月 31 日までに開催された研修会の受講履歴は、MAMIS で閲覧できません。

3 月 31 日までに取得した単位（手帳管理）と 4 月 1 日以降に取得した単位（MAMIS 管理）の合計が充足していることを確認し、MAMIS 上で新規申請を行ってください。

登録料（10,000 円）と手帳の原本は MAMIS での申請後、府医の窓口へ提出、または、現金書留にてお送りください。

なお、産業医科大学の基本講座・夏季集中講座の修了者は、修了認定書の写真や PDF ファイルをアップロードしてください。修了認定書の原本提出は不要です。

※操作等についてのお問い合わせ

MAMIS お問い合わせ窓口：TEL 0120-110-030

サイバーセキュリティのことなら「サイ窓」へご相談ください！

日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口

TEL 0120-179-066 年中無休・対応時間：6 時～21 時

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なものからランサムウェアへの感染トラブルまで幅広く相談できる相談窓口です。

日医 A①会員のいる医療機関であれば、勤務医の方や事務員からの相談も可能です。

※サイバー攻撃を受けた場合など、情報セキュリティ・インシデント発生時の緊急連絡先

京都府警察サイバー対策本部

サイバー企画課 TEL 075-451-9111（代表）

（平日午前 9 時～午後 5 時 45 分）

※休日・夜間は京都府警察本部 サイバー当直が対応